

四日市市土地区画整理事業清算金徴収交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第37号

四日市市土地区画整理事業清算金徴収交付規則の一部を改正する規則

四日市市土地区画整理事業清算金徴収交付規則（昭和59年四日市市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(清算金の分納) 第5条 (略) 2 (略) 3 <u>清算金を分納する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は年</u> <u>1.4パーセントとし、第1回の納付</u> <u>期日の翌日から付するものとする。</u>	(清算金の分納) 第5条 (略) 2 (略)

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

清算金分納承認申請書

年 月 日

四日市都市計画事業 土地区画整理事業

施行者 四日市市

四日市市長

申請者住所

氏 名

ⓐ

年 月 日第 号で通知のあった四日市都市計画事業 土地区画整理事業の清算金について、次のとおり分割納付したいので承認されたく申請します。

- 1 定められた分納方法により納付したい。
- 2 下記の分割回数で納付したい。

清 算 金 額	分 割 回 数	備 考
円	回	

※ 注意 1、2いずれかに○印を付けてください。

なお、2の場合は、御希望回数等を御記入ください。

権利者番号

--	--	--	--

整理番号

--

### 清算金の分納について

- 1 清算徴収金が1人につき5万円を超えるときは、申出により分割納付が認められます。御希望の方は、必要事項を記して左記の「清算金分納承認申請書」を年月日までに提出してください。

なお、この申出をされないときは、清算金を一時に納めていただくことになります。

- 2 清算金の分納方法は、次のとおりです。

清算金の総額	分割徴収の期間	分割回数	清算金の総額	分割徴収の期間	分割回数
5万円以上10万円未満	半年以内	2	40万円以上60万円未満	3年以内	7
10万円以上15万円未満	1年以内	3	60万円以上80万円未満	3年半以内	8
15万円以上20万円未満	1年半以内	4	80万円以上 110万円未満	4年以内	9
20万円以上30万円未満	2年以内	5	110万円以上 150万円未満	4年半以内	10
30万円以上40万円未満	2年半以内	6	150万円以上	5年以内	11

なお、この表の分納回数より少ない回数で分納を希望される場合は、その回数を左記の「申請書」に記入してください。また特別の事情等により、この表による分納が困難な方は、市街地整備・公園課へ御相談ください。

- 3 分割納付の期限は、第1回の納付期日の翌日から数えて6カ月目ごとです。
- 4 第1回の納付額は、清算金総額を分割回数で割った額に第2回以後の1,000円未満の端数を加えた額とし、第2回以後の清算金は、毎回均等になります。
- 5 分納される場合は、利率年1.4パーセントの利子が第1回の納付期日の翌日からつき、清算金と合わせて納付していただきます。
- 6 住所・氏名等に変更があった場合は、お手数ですが市街地整備・公園課へ御連絡ください。
- 7 「住所」及び「氏名」欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地及び名称・代表者職氏名を記載してください。

第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

清算金繰上徴収決定通知書

第 号  
年 月 日

様

四日市都市計画事業 土地区画整理事業  
施行者 四日市市  
四日市市長 印

年 月 日第 号により清算金の分割徴収を決定しましたが、四日市市清算金徴収交付規則第8条の規定により分割徴収を取り消し、下記のとおり繰上徴収することを通知します。

記

権利者番号

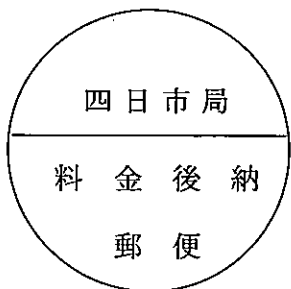
元金(第 回分以後)		円	備 考
利 子		円	
計		円	
納付期限	年 月 日		

※ 注意

- この清算金は、同封の納入通知書によって納付してください。
- この処分について不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長)を被告として提起することができます。(なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



郵便はがき

□ □ □ - □ □ □ □

-----  
-----  
-----  
-----

様

四日市都市計画事業		土地区画整理事業	
清算徴収金			
年度	第	回	納付期日 年 月 日
納入者番号			
清算 徴収金 (督促額)	元金		
	利子		
	合計		
督促手数料			
延滞金		$\text{督促額} \times \frac{10.75}{100} \times \frac{\text{延滞日数}}{365} =$ <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(100 円未満切捨て)                      (10 円未満切捨て)</p>	
総納付額			

- ・ 納付の場合は本状を御持参のうえ、市街地整備・公園課へお越してください。
- ・ 本状と行き違いに納付済のときは、あしからず御了承ください。

## 清算金督促状

年 月 日発付

督促状指定納付期限	年 月 日
-----------	-------

(1) 表記の金額を上記指定期限までに納付してください。

この督促状の指定期限までに完納されないときは、国税滞納処分の例により、延滞金の徴収以外に財産の差押えを受けることになります。

(2) 延滞金については、表記の計算方法によります。

年 月 日

四日市都市計画事業 土地区画整理事業

施行者 四日市市

四日市市長 印

◎ この督促状についてのお尋ね等は、次の係へお願いします。

※ この処分について不服のあるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)

また、この処分の取消しを求める訴えは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長)を被告として提起することができます。(なお、この督促状を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(都市整備部市街地整備・公園課)